

国立大学法人滋賀医科大学新年俸制適用教員給与規程

令和3年2月1日制 定
令和5年12月13日最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第26条の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学に常時勤務する教職員のうち、令和3年2月1日以降に年俸制を適用する教員（以下「新年俸制適用教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「月給制適用教員」とは国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第5条第2項第4号に規定する教育職基本給表の適用を受ける教員をいう。

2 この規程において、「旧年俸制適用教員」とは国立大学法人滋賀医科大学年俸制適用教職員給与規程の適用を受ける教員をいう。

(対象者)

第3条 新年俸制適用教員は、次の各号のいずれかに掲げる教員とする。

- (1) 本学に新たに採用された者
- (2) 月給制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者
- (3) 旧年俸制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者

2 前項の規定にかかわらず、学長が特別の事情があると認める場合には、新年俸制適用教員とはしない。

(給与の種類)

第4条 新年俸制適用教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。

2 諸手当は、基本給の調整額、扶養手当、初任給調整手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び期末手当とする。

(給与の支給日)

第5条 基本年俸は、その12分の1の額を基本年俸月額（以下「基本給月額」という。）として、毎月21日（以下「支給定日」という。）にその月の全額を支給する。

- 2 業績給及び期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 諸手当（期末手当を除く。）は、教職員給与規程第4条第1項に準じて支給する。
- 4 前3項の規定により給与を支給する場合において、当該月の支給定日（業績給及び

期末手当にあつては、6月30日及び12月10日。)が国立大学法人滋賀医科大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間等に関する規程」という。)第8条第1項第1号から第5号までに掲げる日(以下この項において「休業日」という。)に当たるときは、支給定日の前日(その日が休業日に当たるときは、支給定日の前々日(その日が休業日に当たるときは、支給定日の翌日以降の最初の休業日でない日))に支給する。

(給与の支払)

第6条 新年俸制適用教員の給与は、教職員給与規程第2条に準じて支払うものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸)

第7条 基本年俸は、年俸制教育職基本年俸表(別表第1)に定める職名及び号俸に基づき支給する。

- 2 基本年俸の適用期間は、1月1日から12月31日までの1年間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本年俸の適用期間の途中で新年俸制適用教員となった者の基本年俸の適用期間の始期は、新年俸制適用教員となった日とする。
- 4 基本年俸の額は、その者の学歴、免許及び職務経験等(年俸制の適用を受けない教職員から新年俸制適用教員となった教職員については、このほか、当該教職員の職名及び年俸制適用教員となった日の前日において受けていた基本給の額、業績等)を勘案し、その級及び号俸を決定する。

(基本年俸の改定)

第8条 新年俸制適用教員の基本年俸の改定時期は毎年1月1日とし、同日前1年間(以下「基本年俸評価期間」という。)におけるその者の教員評価結果に基づいて、次の表に定める基準に従って行うものとする。ただし、基本年俸評価期間の全部又は一部について在職していない者は、その期間に応じた調整を行う。

成績区分	教員評価結果	改定号俸		
		55歳未満	55歳を超え60歳まで	60歳を超える
極めて優秀	SS	+8	+4	+2
	S			
特に優秀	A			
優秀	B	+6	+3	+1
良好	C	+4 (教授は+	+2	0

	なし	3)		
良好でない	D	+2	+1	0
	E	0	0	0

- 2 前項に規定する55歳を超える教員の改定号俸数については、教授、准教授、講師、助教、助手ともに共通とする。
- 3 第1項に規定する教員評価結果のない者とは、第7条第3項に該当し教員評価が得られない者をいう。
- 4 前3項に規定するもののほか、基本年俸の改定に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 業績給

(業績給)

- 第9条** 業績給は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する新年俸制適用教員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間及び前年度の業績に対する業績評価に応じて支給する。
- 2 業績給の成績率は、業績給成績率表（別表第2）に定めるとおり学長が決定する。
 - 3 前年度の業績に対する業績評価によらない者の業績給の成績率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる成績率とする。
 - (1) 基準日の属する年に第3条第1項第1号の適用を受けた者の当該年の業績給の成績率 成績区分「良好」に対応する成績率
 - (2) 基準日の属する年に第3条第1項第2号の適用を受けた者の当該年の業績給の成績率 別表第3に定めるとおり
 - (3) 基準日の属する年に第3条第1項第3号の適用を受けた者の当該年の業績給の成績率 別表第4に定めるとおり
 - 4 基準日以前6箇月以内の期間における在職期間が零により、第2項において決定した成績率による業績給の支給が当該年においてなかった場合、原則として翌年の業績給の成績率は、成績区分「良好」を適用する。
 - 5 前4項に規定するもののほか、業績給の支給に関し必要な事項は、教職員給与規程第30条に規定する勤勉手当を準用する。
 - 6 前項の規定にかかわらず、旧年俸制適用教員の期間は在職期間に含めない。

第4章 諸手当

(諸手当)

第 10 条 諸手当の支給は、教職員給与規程第 14 条から第 25 条及び第 27 条から第 29 条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、旧年俸制適用教員の期間は期末手当の在職期間に含めない。

第 5 章 その他

(規定の適用等)

第 11 条 新年俸制適用教員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほかは、教職員給与規程を適用または準用し、「教育職」を「年俸制教育職」及び「教育職基本給表」を「年俸制教育職基本年俸表」に読み替えて支給する。

(給与の額等の改定)

第 12 条 この規程に定める基本年俸等は、国家公務員の給与の改定状況のほか、本学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように改定するものとする。

第 6 章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第 14 条 特別の事情により、この規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 4 年 12 月 14 日より施行し、令和 4 年 12 月 1 日より適用する。

(令和 4 年 12 月期における業績給成績率)

第 1 条 令和 4 年 12 月に支給する業績給成績率については、第 9 条の規定にかかわらず、次表に定める率とする。この場合において、業績給の総額は、新年俸適用教員の教職員給与規程第 30 条第 2 項に規定する勤勉手当基礎額相当額に当該新年俸適用教

員がそれぞれ令和4年12月1日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

業績給成績率表（第9条第2項関係）

成績区分	前年度の業績に対する業績評価	成績率
極めて優秀	SS	成績区分「特に優秀」の成績率の+20%以上で学長が決定する率
	S	100分の136.5
特に優秀	A	100分の125
優秀	B	100分の113.5
良好	C	100分の102
良好でない	DまたはE	100分の70.5
懲戒処分に準ずる	評価期間において懲戒処分に準ずる処分等を受けた教員	100分の65
譴責	評価期間において譴責の処分を受けた教員	100分の60
減給	評価期間において減給の処分を受けた教員	100分の49.5
停職	評価期間において停職の処分を受けた教員	100分の39

月給制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第9条第3項第2号関係）

成績区分	基準日の属する年の月給制適用教員の昇給区分	成績率
特に優秀	A	100分の125
優秀	B	100分の113.5
良好	C	100分の102
良好でない	DまたはE	100分の70.5

旧年俸制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第9条第3項第3号関係）

成績区分	基準日の直近の旧年俸制適用教員の成績区分	成績率
極めて優秀	S	100分の136.5
特に優秀	A	100分の125
優秀	B	100分の113.5
良好	C	100分の102
良好でない	DまたはE	100分の70.5

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年12月13日より施行し、令和5年12月1日より適用する。

(令和5年12月期における業績給成績率)

第1条 令和5年12月に支給する業績給成績率については、第9条の規定にかかわらず、次表に定める率とする。この場合において、業績給の総額は、新年俸適用教員の教職員給与規程第30条第2項に規定する勤勉手当基礎額相当額に当該新年俸適用教員がそれぞれ令和5年12月1日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

業績給成績率表（第9条第2項関係）

成績区分	前年度の業績に対する業績評価	成績率
極めて優秀	SS	成績区分「特に優秀」の成績率の+20%以上で学長が決定する率
	S	100分の136.5
特に優秀	A	100分の125
優秀	B	100分の113.5
良好	C	100分の102
良好でない	DまたはE	100分の70.5
懲戒処分に準ずる	評価期間において懲戒処分に準ずる処分等を受けた教員	100分の65
譴責	評価期間において譴責の処分を受けた教員	100分の60
減給	評価期間において減給の処分を受けた教員	100分の49.5
停職	評価期間において停職の処分を受けた教員	100分の39

月給制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第9条第3項第2号関係）

成績区分	基準日の属する年の月給制適用教員の昇給区分	成績率
特に優秀	A	100分の125
優秀	B	100分の113.5
良好	C	100分の102
良好でない	DまたはE	100分の70.5

旧年俸制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第9条第3項第3号関係）

成績区分	基準日の直近の旧年俸制適用教員の成績区分	成績率
------	----------------------	-----

極めて優秀	S	100 分の 136.5
特に優秀	A	100 分の 125
優秀	B	100 分の 113.5
良好	C	100 分の 102
良好でない	DまたはE	100 分の 70.5

別表第1 年俸制教育職基本年俸表（第7条第1項関係）

級	2級	3級	4級	5級
号	助教・助手	講師	准教授	教授
	円	円	円	円
1	2,797,200	3,488,400	4,027,200	4,922,400
2	2,824,800	3,519,600	4,062,000	4,950,000
3	2,851,200	3,548,400	4,098,000	4,975,200
4	2,875,200	3,576,000	4,134,000	5,000,400
5	2,900,400	3,603,600	4,168,800	5,023,200
6	2,920,800	3,631,200	4,197,600	5,052,000
7	2,941,200	3,656,400	4,227,600	5,078,400
8	2,962,800	3,682,800	4,256,400	5,106,000
9	2,988,000	3,710,400	4,286,400	5,126,400
10	3,015,600	3,739,200	4,317,600	5,156,400
11	3,043,200	3,768,000	4,348,800	5,182,800
12	3,067,200	3,796,800	4,382,400	5,209,200
13	3,092,400	3,824,400	4,413,600	5,226,000
14	3,121,200	3,848,400	4,434,000	5,252,400
15	3,148,800	3,872,400	4,460,400	5,278,800
16	3,176,400	3,892,800	4,486,800	5,306,400
17	3,199,200	3,916,800	4,507,200	5,331,600
18	3,232,800	3,938,400	4,531,200	5,359,200
19	3,266,400	3,960,000	4,555,200	5,385,600
20	3,298,800	3,980,400	4,576,800	5,413,200
21	3,331,200	3,997,200	4,598,400	5,437,200
22	3,362,400	4,026,000	4,616,400	5,464,800
23	3,392,400	4,051,200	4,630,800	5,493,600
24	3,421,200	4,077,600	4,645,200	5,521,200
25	3,450,000	4,099,200	4,658,400	5,545,200
26	3,480,000	4,122,000	4,678,800	5,570,400
27	3,508,800	4,147,200	4,699,200	5,595,600
28	3,538,800	4,172,400	4,719,600	5,620,800
29	3,567,600	4,195,200	4,740,000	5,644,800
30	3,595,200	4,218,000	4,759,200	5,672,400
31	3,621,600	4,239,600	4,776,000	5,698,800
32	3,648,000	4,260,000	4,791,600	5,721,600
33	3,674,400	4,282,800	4,810,800	5,744,400
34	3,700,800	4,302,000	4,830,000	5,769,600
35	3,730,800	4,320,000	4,848,000	5,796,000
36	3,757,200	4,336,800	4,868,400	5,820,000
37	3,784,800	4,353,600	4,881,600	5,845,200
38	3,800,400	4,377,600	4,899,600	5,869,200
39	3,819,600	4,400,400	4,917,600	5,892,000
40	3,836,400	4,420,800	4,932,000	5,914,800
41	3,853,200	4,441,200	4,942,800	5,938,800
42	3,858,000	4,462,800	4,962,000	5,961,600
43	3,862,800	4,482,000	4,980,000	5,982,000
44	3,867,600	4,498,800	4,999,200	6,004,800
45	3,874,800	4,519,200	5,014,800	6,027,600
46	3,880,800	4,539,600	5,032,800	6,049,200
47	3,890,400	4,557,600	5,049,600	6,070,800
48	3,900,000	4,575,600	5,067,600	6,092,400
49	3,907,200	4,593,600	5,083,200	6,112,800
50	3,915,600	4,612,800	5,097,600	6,133,200
51	3,924,000	4,630,800	5,113,200	6,154,800
52	3,932,400	4,650,000	5,127,600	6,177,600
53	3,944,400	4,663,200	5,136,000	6,195,600
54	3,952,800	4,681,200	5,146,800	6,214,800
55	3,957,600	4,698,000	5,157,600	6,235,200
56	3,964,800	4,717,200	5,168,400	6,254,400
57	3,969,600	4,732,800	5,178,000	6,273,600
58	3,978,000	4,749,600	5,188,800	6,289,200
59	3,986,400	4,765,200	5,199,600	6,304,800
60	3,993,600	4,780,800	5,209,200	6,319,200
61	4,002,000	4,795,200	5,217,600	6,333,600
62	4,012,800	4,812,000	5,228,400	6,345,600
63	4,023,600	4,828,800	5,240,400	6,357,600
64	4,033,200	4,845,600	5,251,200	6,369,600

65	4,041,600	4,857,600	5,262,000	6,376,800
66	4,053,600	4,870,800	5,272,800	6,387,600
67	4,062,000	4,882,800	5,284,800	6,398,400
68	4,074,000	4,896,000	5,295,600	6,409,200
69	4,081,200	4,906,800	5,307,600	6,420,000
70	4,092,000	4,916,400	5,319,600	6,429,600
71	4,102,800	4,926,000	5,330,400	6,438,000
72	4,113,600	4,934,400	5,342,400	6,444,000
73	4,117,200	4,942,800	5,354,400	6,452,400
74	4,129,200	4,953,600	5,365,200	6,458,400
75	4,141,200	4,963,200	5,376,000	6,468,000
76	4,153,200	4,971,600	5,388,000	6,475,200
77	4,165,200	4,978,800	5,397,600	6,481,200
78	4,176,000	4,984,800	5,403,600	6,488,400
79	4,186,800	4,989,600	5,412,000	6,495,600
80	4,197,600	4,994,400	5,419,200	6,502,800
81	4,208,400	4,998,000	5,428,800	6,510,000
82	4,219,200	5,002,800	5,437,200	
83	4,230,000	5,006,400	5,440,800	
84	4,240,800	5,011,200	5,448,000	
85	4,248,000	5,014,800	5,452,800	
86	4,255,200	5,019,600	5,457,600	
87	4,262,400	5,024,400	5,462,400	
88	4,269,600	5,029,200	5,466,000	
89	4,275,600	5,032,800	5,469,600	
90	4,280,400	5,037,600	5,473,200	
91	4,285,200	5,042,400	5,479,200	
92	4,290,000	5,046,000	5,482,800	
93	4,294,800	5,049,600	5,486,400	
94	4,299,600	5,054,400	5,490,000	
95	4,305,600	5,058,000	5,493,600	
96	4,310,400	5,061,600	5,497,200	
97	4,317,600	5,065,200	5,500,800	
98	4,323,600	5,070,000	5,506,800	
99	4,328,400	5,073,600	5,510,400	
100	4,334,400	5,077,200	5,514,000	
101	4,339,200	5,080,800	5,517,600	
102	4,345,200	5,085,600		
103	4,348,800	5,089,200		
104	4,353,600	5,092,800		
105	4,359,600	5,096,400		
106	4,364,400	5,100,000		
107	4,370,400	5,103,600		
108	4,376,400	5,107,200		
109	4,381,200	5,110,800		
110	4,387,200	5,114,400		
111	4,393,200	5,118,000		
112	4,398,000	5,121,600		
113	4,402,800	5,125,200		
114	4,407,600	5,128,800		
115	4,413,600	5,132,400		
116	4,418,400	5,136,000		
117	4,423,200	5,138,400		
118	4,428,000			
119	4,434,000			
120	4,438,800			
121	4,442,400			
122	4,447,200			
123	4,453,200			
124	4,456,800			
125	4,461,600			
126	4,467,600			
127	4,473,600			
128	4,478,400			
129	4,483,200			
130	4,489,200			
131	4,495,200			

132	4,501,200			
133	4,507,200			
134	4,513,200			
135	4,519,200			
136	4,525,200			
137	4,531,200			
138	4,537,200			
139	4,543,200			
140	4,549,200			
141	4,555,200			

別表第2 業績給成績率表（第9条第2項関係）

成績区分	前年度の業績に対する業績評価	成績率
極めて優秀	S S	成績区分「特に優秀」の成績率の+20%以上で学長が決定する率
	S	100分の134
特に優秀	A	100分の122.5
優秀	B	100分の111
良好	C	100分の99.5
良好でない	DまたはE	100分の70.5
懲戒処分に準ずる	評価期間において懲戒処分に準ずる処分等を受けた教員	100分の65
譴責	評価期間において譴責の処分を受けた教員	100分の60
減給	評価期間において減給の処分を受けた教員	100分の49.5
停職	評価期間において停職の処分を受けた教員	100分の39

別表第3 月給制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第9条第3項第2号関係）

成績区分	基準日の属する年の月給制適用教員の昇給区分	成績率
特に優秀	A	100分の122.5
優秀	B	100分の111
良好	C	100分の99.5
良好でない	DまたはE	100分の70.5

別表第4 旧年俸制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第9条第3項第3号関係）

成績区分	基準日の直近の旧年俸制適用教員の成績区分	成績率
極めて優秀	S	100分の134

特に優秀	A	100 分の 122.5
優秀	B	100 分の 111
良好	C	100 分の 99.5
良好でない	DまたはE	100 分の 70.5